帰還困難区域(大熊町)からの避難者(申立後死亡)である被相続人が原発事故前から統合失調症を患っていたことを考慮して、平成23年3月分から平成29年5月分まで、月額3万円で算定した金額(東京電力の直接請求手続における月額2万円で算定された既払金150万円とは別に75万円)の日常生活阻害慰謝料の増額分が、相続人である申立人らに賠償された事例。

(全部)和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1(以下「申立人1」という。)、同X2(以下「申立人2」といい、申立人2名を総称して「申立人6」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

- 1 表明及び保証
 - 申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。
- (1) 亡A(以下「被相続人」という。)が令和4年1月○日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること
- 2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 損害項目 被相続人の日常生活阻害慰謝料の増額分
- (2) 期間 自 平成23年3月11日 至 平成29年5月31日
- 3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) についての和解金として、金75万円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。令和4年5月17日

(仲介委員 内藤 貴昭)